

家畜衛生広報



長野家畜保健衛生所
北信家畜畜産物衛生指導協会
〒380-0944 長野市安茂里米村1993
Tel 026-226-0923 Facs.026-227-2665
E-mail: nagakachiku@pref.nagano.lg.jp

薬事法改正後の手続きについて



「薬事法」が改正され「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」が施行されました。許可を受けている販売業者の方においては、許可更新をする際(初回のみ)、以下の事項についても、許可更新申請書の「参考事項」に記載してください。別途添付していただいても結構です。

1 店舗で販売する医薬品の区分

「指定医薬品」または「指定医薬品以外の医薬品」と記載してください。具体的な品目名は必要ありません。なお、「指定医薬品」は店舗管理者が薬剤師でなければ取り扱えないため、特例店舗販売業では「指定医薬品以外の医薬品」と記載してください。取り扱おうとする動物用医薬品が指定医薬品に該当するか不明な場合は、御相談ください。

2 消費者からの相談を受ける電話番号、その他の連絡先

3 特定販売（店舗以外の場所にいる方への販売：ネット販売等）の有無

(行う場合は下記の項目も記載してください)

① 使用する通信手段 広告、注文、情報提供、相談に使用する通信手段のすべて
(インターネット、カタログ、ファックス、メール、電話等)

② 販売する医薬品の区分

③ 申請書に記載する店舗と異なる名称を表示するときはその名称

④ ホームページのアドレス

業種別の必要項目

項目	店舗販売	特例店舗販売	配置販売
1 店舗で販売する医薬品の区分	○	○	—
2 相談に応ずる電話番号その他の連絡先	○	○	○
3 特定販売を行う場合	○	△	—

また、店舗販売業で以下の事項を変更しようとする場合は、あらかじめ、届け出が必要となります。



1 店舗の名称

2 消費者からの相談を受ける電話番号、その他の連絡先

3 特定販売の実施の有無

4 特定販売のための通信手段等

※ 申請様式等は当所HP (<http://www.pref.nagano.lg.jp/nagakachiku/index.html>) をご参照ください。

※ 参考：農林水産省HP「動物用医薬品の販売業等に関するQ&A」

(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/pdf/141015qa.pdf>)

長野家畜保健衛生所 電話026-226-0923 ファクシミリ026-227-2665

問い合わせ・連絡先 長野家畜保健衛生所 (担当：古谷、高山)

